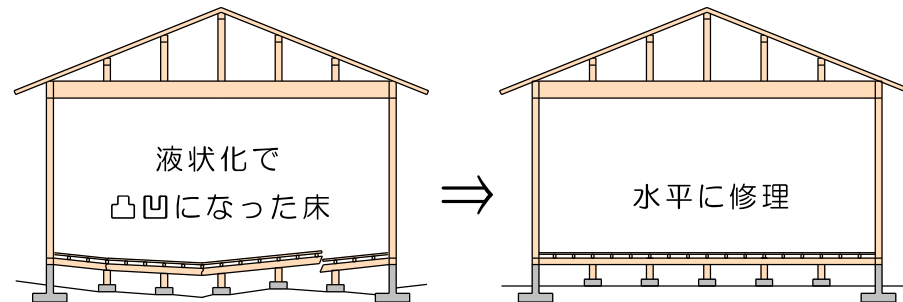


補助金併用の例

床修繕の例 (準半壊の被害)

70万円で住宅の
床下地・仕上を修繕し
①住宅の応急修理 と
③沈下傾斜対策 を
併用した場合の例

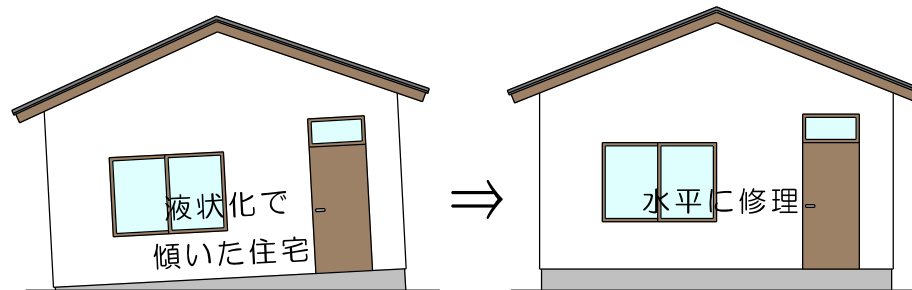


床下地・仕上修繕	70万円	→	①住宅の応急修理で	34万3000円
				$= (70 - 34.3) \times 4/5$
			③沈下傾斜対策で	28万5600円
				$= (70 - 34.3) \times 4/5$
工事費合計	70万円			
自己負担	7万1400円		補助金合計	62万8600円

※ ①と③は費用の区分けが必要となります

傾斜修復の例 (準半壊の被害)

540万円で住宅の
傾斜等を修復し
①住宅の応急修理 と
③沈下傾斜対策 と
④宅地復旧 を
併用した場合の例



玄関ポーチ修繕	40万円	→	③沈下傾斜対策で	30万円
				$< 32 = 40 \times 4/5$
				$= 40 \times 4/5$
基礎の傾斜修復	500万円	→	①住宅の応急修理で	34.3万円
				$= (500 - 34.3 - 50) \times 2/3$
			④宅地復旧で	277.1万円
				$= (500 - 34.3 - 50) \times 2/3$
工事費合計	540万円			
自己負担	198.6万円		補助金合計	341.4万円

※ ①と④は費用の区分けが必要となります

上記補助金のほか、住宅の新築、購入、補修のため、
金融機関等から融資を受けた方は、条件により県の

富山県自宅再建利子助成事業

をご活用いただけます。

専用窓口 TEL 076-407-4530 平日9:00~17:00



②被災木造耐震と④宅地復旧は、
補助金を市から直接施工者に支払う

代理受領制度

をご活用いただけます。

お問合せ先 高岡市都市創造部建築政策課 TEL 0766-20-1429

住宅や宅地の修理に使える補助金のご案内です

(住宅の応急修理、被災木造耐震、沈下傾斜対策、宅地復旧のお知らせ)

令和6年能登半島地震により被災した住宅や宅地の修理について次のような補助金があります。
これらの補助金については併用できる場合があります。

①

住宅の応急修理

限度額 半壊以上 70万6000円
準半壊 34万3000円



屋根、壁、床、ドア、
設備等の修理に使えます



②

被災木造住宅耐震改修支援 (略称：被災木造耐震)

工事費の 4/5 限度額 140万円



・耐震改修に使えます
・建替えにも使えます
・床に傾斜がある等の
一部損壊と、準半壊
以上に使えます



③

被災住宅沈下傾斜対策支援 (略称：沈下傾斜対策)

工事費の 4/5 限度額 30万円



・床の修理に使えます
・同一棟の車庫や、
玄関ポーチにも使えます
・床に傾斜がある等の
一部損壊と、準半壊
以上に使えます



④

液状化被害宅地復旧支援 (略称：宅地復旧)

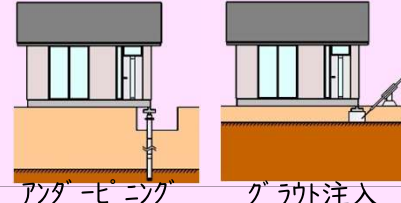
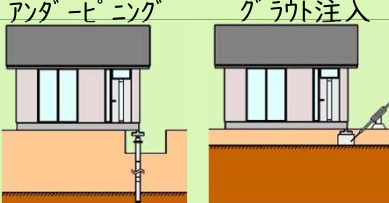
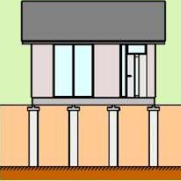
工事費50万円を超えた費用の 2/3
限度額 766.6万円



・傾斜修復に使えます
・擁壁等の復旧に使えます
・床に傾斜がある等の
一部損壊と、準半壊
以上に使えます



住宅の修理に使える補助金一覧表（詳しくは表面のQ Rコードより、それぞれの補助金詳細をご確認ください）

			① 住宅の応急修理	② 被災木造耐震		③ 沈下傾斜対策	④ 宅地復旧
				(建替)	(耐震)		
補助の概要	説明		屋根や床、壁、窓、台所、トイレなどの日常生活に必要な最小限度の部分の修理に補助します	耐震性が不十分な木造住宅の「現地での建替え」や「耐震改修工事」に補助します		液状化等により傾斜した住宅を修正する工事に補助します	液状化被害を受けた宅地の復旧を支援します。 アパート等にも利用できます
	条件	り災証明	準半壊以上	準半壊以上 及び 床等に1/100程度の傾斜がある等の一部損壊		同左	同左
		その他	なし	・耐震診断、簡易診断等でNG ・木造2階建て以下 ・在来軸組工法 ・沈下傾斜対策を受けていないこと ・建替えは基礎補強工事があること		・被災木造耐震を受けていないこと	なし
	補助金	限度額	半壊以上 706,000円 準半壊 343,000円	1,400,000円		300,000円	7,666,000円
		補助率	工事費の10/10	工事費の4/5		工事費の4/5	50万円を控除した工事費の2/3
	申請	申請のタイミング	着工前（施工者への支払い前であれば補助対象になる場合があります）	解体工事請負契約の前（契約等が無い場合は解体日の前）	工事請負契約の前	工事が終わって施工者に支払った後	着工前（着工後でも、被災時の写真等により宅地の復旧工事であることが分かれば補助対象となる場合があります）
		期限	令和8年10月30日（金） まで工事完了報告	令和8年2月27日（金）まで工事完了報告 （完了できない場合は別途ご相談ください）		令和8年3月31日（火）まで申請	令和8年3月31日（火）まで工事完了報告（完了できない場合は別途ご相談ください）
併用			②被災木造耐震 or ③沈下傾斜対策 ④宅地復旧	①応急修理 ④宅地復旧	①応急修理 ④宅地復旧	①応急修理 ②被災木造耐震 or ③沈下傾斜対策	
利用できる工事例	建替・耐震改修		—	建替え 	耐震改修 	—	—
	屋根、壁、窓等の修繕		屋根、壁、窓、設備等 	—	—	—	—
	床の修繕		内部の床 	—	—		—
	基礎の傾斜修復		基礎の傾斜修復 	—	—	—	基礎の傾斜修復 
	地盤改良工事		—	—	—	—	地盤改良等（建替え工事に伴うものも対象です） 
	擁壁、のり面、地盤の復旧		—	—	—	—	擁壁のり面地盤 